④安保改定

I 改定の背景

- (1) 旧条約の問題
 - ヴァンデンバーグ決議(1948年6月の上院)
 - 国連憲章のもと、西欧諸国の集団的・地域的安全保障体制への積極的な参加を 可能に。「継続的で効果的な自助及び相互援助」
 - アメリカは 40 ヵ国以上の国(日本も含む)と、基地協定や相互防衛条約 (波多野、12頁)

※「相互防衛」

東南アジア集団防衛条約(第二条)

「単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助」(波多野、21-22頁)

米韓相互防衛条約 (第二条)

米華相互防衛条約 (第二条)

「単独に及び共同して、自助及び相互援助」

(波多野、22 頁)

● 日米安全保障条約(旧安保)の前文(一部)

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有する ことを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固 有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための<u>暫定措置</u>として、日本 国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその 軍隊を維持することを希望する。

「データベース『世界と日本』」(代表;田中明彦) 最終閲覧日 2018/02/05

 $\underline{http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19510908.T2J.html}$

- ①「平和条約において、主権国家としての個別的、集団的自衛権を認め、集団安全 保障取り決めを可能としたのは、原理上の見地からではなく、むしろアメリカが 日本に基地を保有することを主たる目的とした協定をむすぶためであったこと…」
- ②「相互防衛条約」に至る「暫定措置」

(波多野、26頁)

● 「物と人との協力」=不完全な条約(相互性)

- →「集団的自衛の関係によってではなく、基地の存在によって『同盟』関係を結ぶ ことになったのである。」 (坂元、63頁)
- →「武装解除された日本は、独立しても『自衛権を行使する有効な手段』を持たず、 そのままでは『無責任な軍国主義』(共産主義勢力)の脅威にさらされ、危険であ る。この危険に対処するためアメリカは、『暫定措置』として米軍を日本に駐留さ せる。」 (坂元、76頁)

(2) 重光試案

- 「相互的な新条約」・海外派兵⇔ダレス;日本の準備が不十分で時期尚早。
- 「西太平洋」(日米双方の領土と施政権下にある地域)を条約区域とする 相互防衛条約 →12 年以内に米軍を全面撤退される構想。 (坂本、149、169頁)
 - ※「集団的自衛権に基づいて海外派兵が可能になると主張しているわけではなく、アメリカとの『協議』によって海外派兵するならば、それは個別的自衛権の範囲内である。」⇔ダレス;なぜ「協議」によって憲法問題が克服できるのか? (波多野、42-43頁)

Ⅱ 岸内閣の誕生と安保改定交渉

- (1) 反米感情の高まり⇒矛先が安保条約の「不平等」に。
 - 反基地問題
 - 内灘闘争=最初の反基地運動
 - 砂川闘争(1956年、立川基地の拡張をめぐる争い)
 - 1957年1月、ジラード事件
 - 群馬県相馬ガ原の米軍演習場で薬莢拾いをしていた日本人女性を米軍のウィリアム・ジラードが射殺した事件。
 - 【参考】原彬久『戦後日本と国際政治-安保改定の政治力学』(中央公論社、1988年)、 115 頁。(波多野、53頁)
- (2) マッカーサー (2世) 大使の着任

大胆な政策転換なし(安保改定が含まれる)には、日本における反米感情はさらに高まって、日米関係を弱体化させる恐れがある。(1957 年 4 月、岸が日米関係に関するメモをマッカーサーに手渡した。) (12) (12) (12)

(3) 岸の東南アジア歴訪

回って、アメリカと交渉する場合に、孤立した日本ということでなしに、アジアを 代表する日本でなければいけない、という考えで行ったわけです。戦後は勿論誰も 首相としてアジア諸国に行っていない。それらの国々の首脳と会って、アジアの将 来を考え、アメリカとの関係を緊密にしなきゃならないと考えた。」(岸ほか、167頁)

● その後に訪米を設定。

「アジア諸国との関係の強化は、むろんそれ自体が重要であったが、同時に、アメリカに対する日本の立場を強化するという意味があった。」 (波多野、55頁)

(4) 交渉の停滞

- 警職法(警察官職務執行法)改正
 - →警察官の職務権限の拡大。国内治安の強化。
 - ⇔野党や労働団体の猛反発。国会内外の大規模な阻止運動。

審議未了、衆議院自然流会。改定交渉が延期。

(波多野、97-98 頁)

- ※吉田政権時にも国内治安の強化をめざす警察法の改正をここ見たが、左右社会党を中心とする野党側の反発より、1954年に審議が中断された。 (坂元、108頁) 警察法⊃警職法
- ※「デモというような集団的な行動で、法の制限を無視しながら、正当であるかのような形の暴力が横行していて、関係のない一般市民生活が脅かされていた。しかもそれを憲法の名のもとにやるという事態が多かったから」
 - ⇔警職法の関係で実際上なにもできない(岸ほか、188頁)
- ※「安保条約は相当の反対を予想して、その反対をあくまで押切ってやるという強い決意をもち、命をかけてやるつもりだったから、その秩序を維持するための前提として警職法の改正はどうしても必要だと考えていたんです。」(岸ほか、196頁)
- 警職法反対運動の主導者たち(日本社会党、総評、中立労連、全学連)が安保改定 と戦う、同様の組織の結成における議論がはじまった。
 - →日本共産党を含めるか否か。
 - ※警職法反対運動の際には共産党員は国民会議の公式メンバーから外されていた。 (反共の全労連の存在) (Kapur.20頁)
 - ※安保改定阻止国民会議への発展(1959.3.28)

総評, 社会党, 憲法擁護国民連合, 日中国交回復国民会議, 原水爆禁止日本協議

会,全国軍事基地反対連絡会議,中立労組連絡会議,日本中国友好協会,日本平和委員会,全日本農民組合連合会,人権を守る婦人協議会,全日本青年学生共闘会議,平和と民主主義を守る東京共闘会議の13団体

出典 | 株式会社平凡社世界大百科事典 第2版について

https://kotobank.jp/word/安保改定阻止国民会議·1266983 (最終閲覧日 2018/02/19)

Ⅲ 新安保調印へ

- (1) 事前協議と「朝鮮議事録」
 - 「朝鮮議事録」の背景
 - →吉田・アチソン交換公文(1951.9.8)の効力延長。 (「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」)
 - ※1951年の「吉田・アチソン交換公文」

講和条約後も朝鮮戦争に関する国連軍の行動を基地やサービスの提供によって支持することを約束。 (坂元、260頁)

「われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。(中略)連合国最高司令官の承認を得て、日本国は、施設及び役務を国際連合加盟国でその軍隊が国際連合の行動に参加しているものの用に供することによつて、国際連合の行動に重要な援助を従来与えてきましたし、また、現に与えています。

将来は定まつておらず、不幸にして、<u>国際連合の行動を支持するための日本国にお</u>ける施設及び役務の必要が継続し、又は再び生ずるかもしれませんので、本長官は、平和条約の効力発生の後に一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること」

データベース「世界と日本」(代表:田中明彦)「吉田・アチソン交換公文」

http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19510908.T3J.html (最終閲覧日; 2018/02/06)

● 米軍部の要望;「万一侵略再開の場合、在日米軍も必要に応じて即刻対処し得る」 (波多野、272頁)

(2) 事前協議と「拒否権」

事前協議における「拒否権」の確保の問題(結局、明示されることはなかった。) (波多野、166頁) ● 岸・アイゼンハワー共同声明(1960.1.19)

「大統領は、総理大臣に対し、同条約の下における事前協議にかかる事項については 米国政府は日本国政府の意思に反して行動する意図のないことを保証した。」 データベース「世界と日本」(代表:田中明彦)「千九百六十年一月十九日に発表された岸日本国総理大臣とア イゼンハウァー合衆国大統領との共同コミュニケ」

http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19600119.D1J.html (最終閲覧日;2018/02/06)

(3) U-2 爆撃(1960.5.1)

- U-2 偵察機 (パイロットは Francis Gary Powers) がソ連によって撃ち落とされた。
- U-2 偵察機の一部が日本に駐留していたことが明らかになった。
- パリサミットとアイゼンハワーのモスクワ訪問をキャンセル (緊張状態)
- 「キャンプデービット精神」の消失 (Kapur,23頁)

「1959年9月 25~27日アメリカ合衆国メリーランド州のキャンプデービッドで行われたアメリカの D.アイゼンハワー大統領とソ連の N.フルシチョフ首相の会談。同月 15 日ソ連首相として初めて訪米したフルシチョフは、国連総会で世界各国の軍備全廃を提案し、この首脳会議に出席した。会議では、軍縮、ベルリン危機、貿易、人物交流などの諸問題について話合いが進められ「すべての重要な国際問題は、武力に訴えることなく、交渉による平和的手段によって解決されるべきである」ことについて意見が一致した。こうして、いわゆる『キャンプデービッド精神』が流布され、それが米ソ協調への一つの兆しとして注目された。しかし、このような米ソ関係の変化に伴って、中ソ関係は悪化した。」「キャンプデービッド会談」(出典 ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)

2018/02/19 https://kotobank.jp/word/キャンプデービッド会談-51908

(4) 安保闘争

- 安保改定の反対運動
 - ①ナショナリズム(占領、反米感情)
 - ②デモクラシー (強行採決・タカ派的姿勢)
 - ③反岸感情(元東條内閣の閣僚)

(北岡、2011、227頁)

- 6月18日(安保が参議院で自動通過する前日)に大規模な抗議
 →東京(国会周辺)、推定33万人。 (Kapur,35-36頁)
- 「共同宣言 暴力を排し議会主義を守れ」(『朝日新聞』1960年6月17日 朝刊、東京) 六月十五日夜の国会内外における流血事件は、その事の依ってきたる所以を別と して、議会主義を危機に陥れる痛恨事であった。われわれは、日本の将来に対して、 今日ほど、深い憂慮をもつことはない。

民主主義は言論をもって争わるべきものである。その理由のいかんを問わず、ま

たいかなる政治的難局に立とうと、暴力を用いて事を運ばんとすることは、断じて 許さるべきではない。一たび暴力を是認するが如き社会的風潮が一般化すれば、民 主主義は死滅し、日本の国家的存立を危うくする重大事態になるものと信ずる。

よって何よりも当面の重大責任をもつ政府が、早急に全力を傾けて事態収拾の実 をあげるべきことは言うをまたない。政府はこの点で国民の良識に応える決意を表 明すべきである。同時にまた、目下の混乱せる事態の一半の原因が国会機能の停止 にもあることに思いを致し、社会、民社の両党においても、この際、これまでの争 点をしばらく投げ捨て、率先して国会に帰り、その正常化による事態の収拾に協力 することは、国民の望むところと信ずる。

ここにわれわれは、政府与党と野党が、国民の熱望に応え、議会主義を守るという一点に致し、今日国民が抱く常ならざる憂慮を除き去ることを心から訴えるものである。

※(産経新聞社、毎日新聞社、東京新聞社、読売新聞社、東京タイムズ新聞社、 朝日新聞社、日本経済新聞社の7紙による共同宣言)

● アメリカの安保改定に関する理解

「六〇年安保に関するアメリカ国内の理解は、多くはそれを国際共産主義および日本国内の共産分子による悪辣な扇動であると見ていた。たしかに、当時の中国やソ連の動きの中には、そうした共産主義扇動説を裏づけるかのうようないくつかの事態が見られた。たとえば、1957年岸内閣成立以降、中国は日本に対する姿勢をいちじるしく硬化させていた。そうした中、58年11月19日の北京放送により、陳毅外務大臣は日米安保条約に対して、強い反対の態度を表明した。日本社会党の浅沼稲次郎委員長が北京を訪れ、『アメリカ帝国主義は日中人民共同の敵である』との共同声明を発して物議をかもしたのも、ちょうどこのころ、59年3月のことだった」(神谷、121)

→ライシャワー「絶たれた日本との対話」なる論稿

● ライシャワーの貢献

「従来アメリカは日本で、ともすれば与党ないし保守派の方だけを向いていた。それに対して彼は野党ないし進歩派、つまり革新系や労働組合の人々との間にも積極的に対話を持とうとした」(神谷、122)

IV 中ソ関係と安保改定

- (1) 日ソ共同宣言(鳩山とフルシチョフ)
 - →中国には事前に知られていなかったために、中国にとって衝撃をもたらした。 同時に日本は中ソ両国との関係の正常化を目指していた。 (Kapur,40 頁)

(2) 長崎国旗事件(1958) →日中冷却化。しかし、それだけではない。 「日本と関係断絶するという中国側の決断は、日ソ間の正常化や差し迫った条約改定 に引き続いて日本と国交正常化することに中国側が不信感を募らせているという文 脈の中で起こった。」(Kapur,41頁)

(3) 中国の対日警戒

- 「アジアの脅威が中国」発言(訪米時)・「アジアの代表」(朱、315頁)
- 50 年代後半、東南アジアへの経済進出の活発化=軍国主義基盤の造成→批判の対象 (朱、316頁)
- 安保改定。1960年5月(国会批准は6月)、33の都市などで1200万人余りの 「日米軍事同盟反対」の集会やデモ行進(朱、318頁)

参考文献

- 1. 神谷不二『戦後史の日米関係』新潮社、1989年。
- 2. 北岡伸一『日本政治史-外交と権力』有斐閣、2011年
- 3. 北岡伸一「岸信介-野心と挫折」渡邉昭夫 編『戦後日本の宰相たち』(2001) 中公文庫
- 4. 岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』文藝春秋、1981年
- 5. 坂元一哉『日米同盟の絆-安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000年
- 6. 朱建栄「中国の対日関係史における軍国主義批判-三回の批判キャンペーンの共通した特徴の考察を中心に」近代日本研究会編『年報・. 近代日本研究・16 戦後外交の形成』、1994 年
- 7. 波多野澄雄『歴史としての日米安保条約―機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩 波書店、2010年
- 8. 『朝日新聞』1960年6月17日朝刊、東京
- 9. Nikhil Paul Kapur "The 1960 US-Japan Security Treaty Crisis and the Origins of Contemporary Japan", Harvard University 2011

[史料;朝鮮議事録]

Ambassador MacArthur:

Fortunately, since the Armistice Agreement was reached there has been no resumption of the armed attack against the United Nations forces in Korea. It is our hope that a final settlement involving the peaceful reunification of Korea in accordance with the United Nations resolutions can be reached without a recurrence of hostilities. However, the possibility of a renewal of the armed attack cannot be ruled out. In this event, the preservation of the Republic of Korea against aggression not only is essential to the continued effectiveness of the United Nations but has a particular importance for the security of Japan and the other nations of the Far East endangered by such aggression. While it might be possible to detect in advance preparations for large-scale armed attack, the possibility of an emergency arising out of an attack cannot be ruled out. Thus it could happen that, unless the United States armed forces undertook military combat operations immediately from Japan, the United Nations forces could not repel an armed attack made in violation of the Armistice. I hereby request, therefore, the views of the Japanese Government regarding the operational use of bases in Japan in the event of an exceptional emergency as mentioned above.

Foreign Minister Fujiyama:

(略)

I have been authorized by Prime Minister Kishi to state that it is the view of the Japanese Government that, as an exceptional measure in the event of an emergency resulting from an attack against the United Nations forces in Korea, facilities and the areas in Japan may be used for such military combat operations as need be undertaken immediately by the United States armed forces in Japan under the United Command of the United Nations as the response to such an armed attack in order to enable the United Nations forces in Korea to repel an armed attack made in violation of the Armistice.

Tokyo, January 6, 1960

「議事録 昭和35年1月6日」(データベース『世界と日本』、田中明彦) いわゆる朝鮮議事録。 http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19600106.O2J.html (最終閲覧日2018/02/05) 出典;外務省,いわゆる「密約」問題に関する調査結果報告対象文書(2. 1960 年 1 月の安保条約改訂時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦に関する「密約」問題関連),文書 $2 \cdot 2$